

○内閣府令第 号

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）の施行に伴い、保険業法施行規則及び前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

保険業法施行規則及び前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（保険業法施行規則の一部改正）

第一条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(計算書類等に係る連結の方法等)</p> <p>第一条の二 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 令第一条の三第七号に規定する内閣府令で定める者は、特定課程を履修する生徒とする。</p> <p>(情報の提供)</p> <p>第二百二十七条の二 「略」</p> <p>2 法第二百九十四条第一項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇十一 略」</p> <p>十二 一の専修学校(学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この号及び次号において同じ。)、一の各種学校(同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、第一条の第二項に規定するものに限る。以下この号及び次号において同じ。)又は一の専修学校若しくは各種学校の学生若しくは生徒(各種学校の生徒にあつては、同条第三項に規定する者に限る。以下この号及び次号において同じ。)が構成する団体を保険契約者とし、その学生又は生徒を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合</p> <p>「十三〇十五 略」</p> <p>「三〇一二 略」</p>	<p>(計算書類等に係る連結の方法等)</p> <p>第一条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 令第一条の三第七号に規定する内閣府令で定める生徒は、特定課程を履修する生徒とする。</p> <p>(情報の提供)</p> <p>第二百二十七条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇十一 同上」</p> <p>十二 一の専修学校(学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この号及び次号において同じ。)、一の各種学校(同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、第一条の第二項に規定するものに限る。以下この号及び次号において同じ。)又は一の専修学校若しくは各種学校の生徒(各種学校にあつては同条第三項に規定するものに限る。以下この号及び次号において同じ。)が構成する団体を保険契約者とし、その生徒を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合</p> <p>「十三〇十五 同上」</p> <p>「三〇一二 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正)

第二条 前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(学校等がその学生等)に対して発行する前払式支払手段)</p> <p>第七条 令第四条第四項第三号に規定する内閣府令で定める前払式支払手段は、次に掲げる前払式支払手段とする。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二百二十四条に規定する専修学校を設置する者(国及び地方公共団体を除く。)が専らその学生若しくは生徒又は職員(以下この号において「学生等」という。)に対して発行する前払式支払手段(専ら当該学生等が使用することとされているものに限る。)</p> <p>二 「略」</p>	<p>(学校等がその生徒等)に対して発行する前払式支払手段)</p> <p>第七条 「同上」</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二百二十四条に規定する専修学校を設置する者(国及び地方公共団体を除く。)が専らその生徒又は職員(以下この号において「生徒等」という。)に対して発行する前払式支払手段(専ら当該生徒等が使用することとされているものに限る。)</p> <p>二 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この府令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。